

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、この度、電気事業法第20条第1項の規定に基づき届出を行なった電気最終保障供給約款（2026年11月1日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定に基づき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で四捨五入しております。

（1）Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
最終保障電力A		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2,811.83	255.62
標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	2,439.97	221.82
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	2,439.97	221.82
電力量料金		
1キロワット時につき		
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	19.10	1.74
その他季料金	17.98	1.63
標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	17.38	1.58
その他季料金	16.39	1.49
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	17.38	1.58
その他季料金	16.39	1.49

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
最終保障電力B		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2,811.83	255.62
標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	2,439.97	221.82
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	2,439.97	221.82
標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	2,439.97	221.82
電力量料金		
1キロワット時につき		
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	18.52	1.68
その他季料金	17.45	1.59
標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	16.90	1.54
その他季料金	15.96	1.45
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	16.90	1.54
その他季料金	15.96	1.45
標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	16.90	1.54
その他季料金	15.96	1.45
最終保障予備電力		
基本料金		
予備線		
契約電力1キロワットにつき		
高圧で常時供給を受ける場合	171.50	15.59
特別高圧で常時供給を受ける場合	90.50	8.23
予備電源		
契約電力1キロワットにつき		
高圧で常時供給を受ける場合	214.15	19.47
特別高圧で常時供給を受ける場合	143.83	13.08